

資料－ 1

信濃川中流域水環境改善検討協議会 規約 (案)

(名 称)

第1条 本会は、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、信濃川中流部(西大滝ダムから魚野川合流点の間)における水環境及び水利用の現状の把握、それらの調和のための方策を検討し、実現に努めることを目的とする。

(検討事項)

第3条 協議会は、次の事項を検討するものとする。

- (1) 信濃川中流部における水環境及び水利用の現状把握
- (2) 水環境、水利用の調和のための方策
- (3) 宮中取水ダムにおける試験放流の放流計画の立案、試験放流実施中の水環境の調査計画の立案及び検証・評価(宮中取水ダムから小千谷発電所放水口の間)
- (4) その他、前条の目的達成のために必要となる事項

(組 織)

第4条 協議会は別紙－1に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会に会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 第3条(3)を遂行するため、宮中取水ダム試験放流検証委員会(仮称)を設ける。
- 5 委員会は別紙－2に掲げる委員によって組織する。
- 6 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めた時もしくは委員の要請があった時に開催する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めた時もしくは委員の要請があった時に開催する。

(事務局)

第6条 協議会及び委員会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省信濃川河川事務所におく。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成11年1月13日から施行する。

平成13年7月12日 一部改正

平成17年3月 4日 一部改正

平成18年2月10日 一部改正

平成22年5月26日 一部改正

平成26年2月25日 一部改正

「信濃川中流域水環境改善検討協議会」委員名簿（案）

新潟大学名誉教授	大 熊 孝
新潟大学名誉教授	西 澤 輝 泰
信州大学教授	平 林 公 男
新潟大学名誉教授	本 間 義 治
長 岡 市 長	
小 千 谷 市 長	
十 日 町 市 長	
津 南 町 長	
飯 山 市 長	
野 沢 温 泉 村 長	
栄 村 長	
新 潟 県 土 木 部	河 川 管 理 課 長
長 野 県 環 境 部	水 大 気 環 境 課 長
長 野 県 建 設 部	河 川 課 長
東日本旅客鉄道(株)	常務取締役 鉄道事業本部
	信濃川発電所業務改善推進部担当
北陸地方整備局	広 域 水 管 理 官
	水 政 調 整 官
	千曲川河川事務所長
	信濃川河川事務所長

「宮中取水ダム試験放流検証委員会」委員名簿（案）

新潟大学名誉教授	大 熊 孝
新潟大学名誉教授	西 澤 輝 泰
信州大学教授	平 林 公 男
新潟大学名誉教授	本 間 義 治
長 岡 市 長	
小 千 谷 市 長	
十 日 町 市 長	
新 潟 県 土 木 部	河 川 管 理 課 長
東日本旅客鉄道(株)	常務取締役 鉄道事業本部 信濃川発電所業務改善推進部担当
魚沼漁業協同組合	魚沼漁業協同組合長
中魚沼漁業協同組合	中魚沼漁業協同組合長
北陸地方整備局	広 域 水 管 理 官 水 政 調 整 官 信濃川河川事務所長